

第1項 健康の増進

(1) 健（検）診受診の推進

若年層からの健（検）診受診の推進及び生活習慣の改善に努めるとともに、町民への受診勧奨等を進め、町民の疾病予防、早期発見、早期治療、健康増進、健康意識の向上に努めます。

(3) 妊産婦の健康の確保

安心して妊娠期を過ごせるよう、母子手帳交付時からの出会いを大切にし、妊娠中の不安の軽減、情報提供に努めます。

また、生後3か月までの全戸訪問を行い、産後の体調等を把握できる体制を整えるなど、育児のしやすい環境づくりに努めます。



(5) 住民基本カルテ（仮称）の導入検討

健康づくり・医療・介護等の関係者が連携して町民のケアの向上を図るために、セキュリティなどの安全面への配慮を徹底しつつ、町民の健康や医療、介護などに関する情報共有システムの開発・活用について検討を進めます。

(2) 健康づくりマイレージ事業等の推進

町民の健康づくりの促進と、健康づくりに対する意識を広く普及するために、健康づくりマイレージ事業等の取組の拡充を図ります。

健康づくりマイレージ事業は、日々の運動や食事などの生活改善や、健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室などの健康づくりメニューを行った町民が、特典を受けられる制度です。

(4) 乳幼児の健康の確保及び増進

乳幼児の各種健診の実施、育児相談等を通し、子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めることで、育児不安の軽減に努めるとともに、各種健診の受診勧奨を行います。

また、母子保健推進員の活動を強化し、虐待予防に努めます。



第2項 医療支援と医療体制の確保

(1) 診療所の運営

町民の健康維持を図るために、町内4か所の町立診療所の運営を継続し、佐多診療所の移転改修を進めるとともに、画像診断装置等の医療機器の充実やリハビリセンターの併設など、一次医療機関として必要な医療機器、医療体制の充実を図ります。

(2) 医療機関等との連携

在宅療養支援診療所として3医療機関との連携を強化し、多職種間の情報共有を進め、往診、緊急訪問看護及び保健医療サービスの提供を行います。

また、肝属郡医師会による在宅当番医制事業や鹿屋市医師会による病院群輪番制事業によって、休日または夜間における一次救急医療体制の確保及び重症救急患者の医療確保に努めます。

(3) 夜間急病センターの活用

近年、時間外外来受診が増大し救急医療体制の存続が危ぶまれていることから救急医療に対する適正受診の啓発を行います。

また、鹿屋市に設置された「大隅広域夜間急病センター」と連携することで、安定した救急医療体制の確保を図ります。



▲肝属郡医師会立病院(錦江町)



▲在宅支援診療所と連携した在宅医療の仕組み(出典:肝属郡医師会立病院ホームページ)

第3項 国民健康保険事業の推進

(1) ふるさとウォーキングの推進

ふるさとウォーキングを、町民一人ひとりが気軽に取り組める「地域に根ざした」事業として、個人から自治会、地域へ取組を推進し、持続性の高い健康づくりとして推進を図っていきます。



(3) 体成分分析器を活用した健康づくりの推進

健康づくりは、自分自身の体を知ることから始まります。体成分分析器では筋肉量や脂肪量、カロリー消費量を数十秒で測定できることから、地域・自治会・個人の健康づくりや生活習慣病予防、改善に活用し、健康の保持に努め健康づくりへの意識改革を図ります。

(2) 特定健診・特定保健指導の推進

特定健診は、糖尿病等の生活習慣病に着目した、40歳から74歳を対象とした保険者に義務付けられた健診制度であり、被保険者の健康保持増進を図るための特定健診として受診率向上を目指す施策を実施します。



【特定健診・特定保健指導】

平成20年（2008年）4月より始まった、40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度です。（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条、国民健康保険法第八十二条）。正式には「特定健康診査・特定保健指導」と言います。一般には「メタボ健診」と言われており、健診の項目は、平成19年厚生労働省令第157号第1条に規定されています。まずは腹囲の測定及びBMIの算出を行い、基準値（腹囲:男性85cm、女性90cm / BMI:25）以上の人はさらに血糖、脂質(中性脂肪及びHDLコレステロール)、血圧、喫煙習慣の有無から危険度によりクラス分けされ、クラスに合った保健指導(積極的支援/動機付け支援)を受けることになります。



現状と課題

本町は、これまで子育て支援の基本的方向を示した「次世代育成支援行動計画（平成17年度～平成26年度）」を策定し、保育所や子育て支援センターなどを中核施設として、子育て家庭を支援してきました。

そこでは、近年の少子化の進行に歯止めをかけるため、子育て支援特別手当支給事業や医療費助成等のほか、保育サービスの充実に努めています。

今後も、出産後の両親が子育てしながら働きやすいよう、保育の充実はもとより、様々な保育ニーズに対応できるようなサービスの多様化も必要となり、子育ての不安や孤立感を払拭できるよう、地域ぐるみで安心して子育てができる仕組みづくりが求められています。

また、子どもをもちやすくするため、出産・育児に係る経済的な負担を軽減することが求められています。

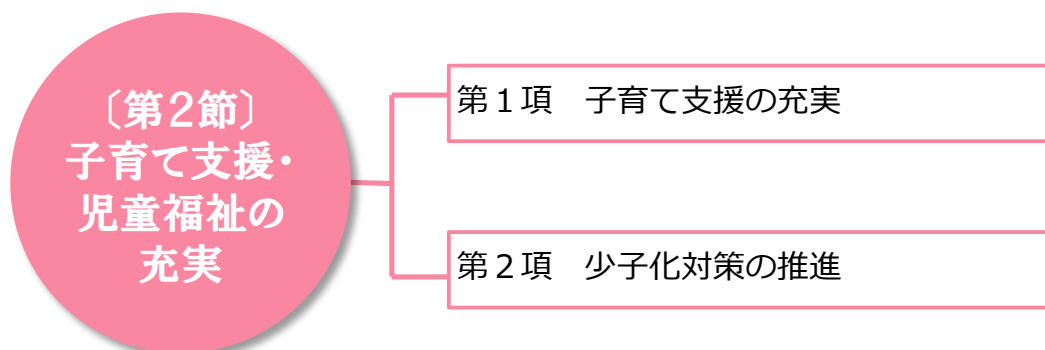
政策の基本方針

保育サービスのさらなる充実や地域子ども・子育て支援事業の推進など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

そこでは、多様なニーズに対応した質の高い保育・教育サービスを実現するため、幼保一体化などへの取組を進めます。

また、出産や子育ての不安を解消するため、出産・子育てに係る経済的な負担の軽減を図るとともに、地域が一体となって子育てを支援する仕組みづくりを推進します。

政策の体系



第1項 子育て支援の充実

(1) 子育て支援の充実

地域における町民との連携を図り、子育て支援センター事業等における子育てアドバイザー（保育士）による育児相談や保護者向けの育児講座などを開催するなど、保護者の育児に対する不安や悩みを解消することで、精神的負担の軽減を図ります。

(2) 保育の充実

保育施設のさらなる質の向上に努めるとともに、延長保育、一時預かり保育、障害児保育など、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～）の策定内容に沿って、保育所等との連携を図りながら多様な保育サービスのニーズに応えます。

第2項 少子化対策の推進

(1) 経済的な負担の軽減

子どもの出産・育児に係る負担の軽減のため、子育て支援特別手当支給事業を継続して実施するなど、健やかな成長と将来の町の発展のため、次代を担う人材育成に努めます。

また、高校修了前までの子どもの医療費無料化を継続して実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。



▲「根占保育園」のこどもたち

現状と課題

本町の高齢化率は、平成25年10月現在、45.1%となっておりますが、その8割以上が介護を必要としない元気な高齢者です。元気高齢者は、就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動などを通じ、積極的に社会参加し、活動的な生活を実現しています。健康な高齢者が地域で生きがいを持って健やかに安心して暮らしていける環境づくりが必要で、健康の保持増進とともに保健福祉サービスの充実が不可欠となります。

一方、平成25年12月末現在、要介護認定者は791名となっており、認知症や要介護など、社会的な支援を必要とする状態の高齢者が年々増えています。

こうした状況を踏まえ、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスの充実や労働機会の提供、生きがいづくり等の施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

今後、後期高齢者の増加や核家族化等による一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予想される中で、今まで以上に地域の人材確保に努め、地域や社会福祉法人、NPO、ボランティア団体などとの連携強化による高齢者福祉を支える仕組みづくりが求められています。

そこでは、高齢者の生活機能の低下を未然に防止する介護予防の推進や在宅福祉サービスの充実、介護・福祉サービス人材の質の向上など、介護保険制度の適正かつ持続的な運営を図り、高齢者の医療・福祉・介護の充実を進めていくことが重要です。

政策の基本方針

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「南大隅町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

介護の必要な高齢者については、サービスの充実に努めるほか、町民や様々な専門職が協働して支えるネットワークを構築するなど、できるだけ自立した生活ができるよう支援します。

また、介護を必要とする人が増えないように、介護予防に町全体で取り組んでいきます。

さらに、高齢者の長年の経験や知識が、地域の活性化につながるよう支援するほか、高齢者の就業・生涯学習・交流など、社会参加の促進を図ります。

政策の体系

〔第3節〕 高齢者福祉 の充実

第1項 高齢者の社会参加と
生きがいの推進

第2項 高齢者の生活支援の充実

第3項 介護サービスの充実



第1項 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

(1) 地域サロン事業の支援

一人暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促進するため、地域のボランティア（福祉アドバイザー等）の協力の下、定期的に地域の高齢者のふれあいの場の展開を支援していきます。

(2) シルバー人材センターの充実

高齢者の積極的な社会参加と就労意欲の促進を図るため、町シルバー人材センターへの運営支援に努めます。

(3) 知恵袋活動推進事業

人生指南役の発掘を図りながら、高齢者が長年培ってきた知恵や技術などを町民に伝承するとともに、高齢者の生きがいづくりの支援に努めます。

(4) 老人クラブへの助成

老人クラブを高齢者の地域活動の拠点と位置づけ、単位老人クラブへの加入促進やリーダー育成を図りながら老人クラブの発展に努めます。

第2項 高齢者の生活支援の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者の生活上の安心・安全や、健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域の体制を構築します。

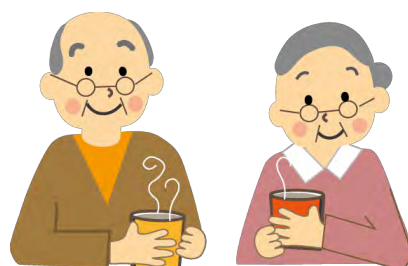
(2) 高齢者や独居老人への支援

住み慣れた地域で高齢者が自立した生活ができる地域づくりを目指し、今後も運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上を主に、高齢者の誰でも参加できる状況を作り、集団的予防教室や老人クラブ、地域サロン団体の介護予防事業を実施します。

また、予防における普及啓発活動を継続的に展開し、元気高齢者の育成に努めます。

(3) 高齢者にやさしいまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、関係機関と連携し、生活環境のバリアフリー化の推進、居住環境の整備及び防災対策の充実に努め、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。



第3項 介護サービスの充実

(1) 介護予防

・健康づくりの推進

介護予防事業を推進するため、個別対応のケアマネジメントや介護予防の総合相談を実施します。

また、健康づくりを推進するため、高齢者が積極的に参加できる事業を展開し、健康に関する意識の高揚を図る環境を整備します。

(3) 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者の実態把握や適切なケアマネジメントの充実を図るなどの支援を図ります。

また、認知症高齢者の虐待防止や認知症を含むすべての高齢者の権利擁護及び成年後見制度などの活用促進に努めます。

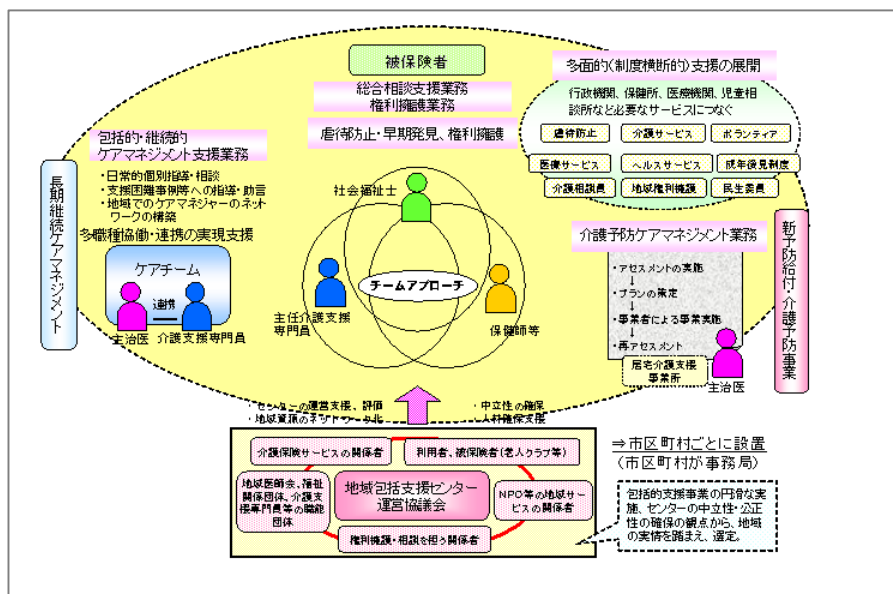
さらに、認知症サポーターの養成など認知症について正しく理解し、地域全体で認知症高齢者を支えていくための活動を推進します。

(2) 介護サービス基盤の整備

高齢者が住みなれた地域で、介護が必要な状態になっても安心して生活できるように、介護サービスの安定供給体制を構築し、身近な地域で多様なサービスの利用が可能となるよう、居宅サービスの充実や地域密着型サービス事業所の整備充実に努めます。

また、介護サービスのニーズが多様化する中、介護サービス利用者が安心して良質なサービスが受けられるよう、地域包括支援センター事業の充実を図るほか、介護サービスに携わる人員の確保と介護従事者の処遇改善を支援するとともに、医療と介護の連携を強化するなど、介護サービス基盤の整備を図ります。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



現状と課題

本町では、総合的にサービス提供を行いながら、制度変革に対応したサービス提供のあり方を検討しています。障害のある人の地域生活を支援するため、相談支援の推進に努めるとともに、日中活動の場の整備や、障害福祉サービスの充実を図り、障害のある人が、地域で自立した在宅生活を送れるように支援しています。

このように、障害福祉への理解やノーマライゼーション（※）の理念の普及と啓発に努めてきましたが、依然として様々な障壁（バリア）が存在しているのも事実です。

そこでは、国の制度改革の動向を踏まえながら、地域において障害者の自立と社会参画がより一層進むよう、障害福祉サービスや権利擁護の充実、障害福祉への理解やノーマライゼーションの理念の普及啓発など、さらに支援を充実させていく必要があります。

※ノーマライゼーション…高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくことが正常な社会のあり方であるとする考え方。

政策の基本方針

障害者基本法に基づき策定された「南大隅町障害者計画・南大隅町障害者福祉計画」の基本理念を軸に、障害を持つ人がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、地域社会の中で生き生きと自立した生活ができるよう、障害者福祉サービスの充実を図ります。

また、身近な地域での支えあいと広域における相互機能補完など、持続可能な支援体制づくりを推進し、障害を持つ人の社会参加を促進すべく、就労と雇用機会の拡大に努めます。

政策の体系

〔第4節〕 障害者福祉 の充実

第1項 障害者の自立支援の充実

第2項 障害者の社会参加の促進

第1項 障害者の自立支援の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

障害を持つ人が自立した生活が送れるように、南大隅町障害者福祉計画に基づいて、各種福祉サービスの提供により日常生活を支援します。

そこでは、在宅福祉サービスの質・量の充実を図り、地域での生活を支援します。

(3) 早期療育の実施

乳幼児健診等と連携して、発達障害等を早期に発見し、適切な療育を提供するよう努めます。

(2) 相談体制・援助業務の充実

障害者総合相談支援センターや心身障害者相談員と連携し、障害者やその家族のニーズに合わせた支援が行えるような相談体制や援助業務の充実を図ります。

また、身寄りのない障害者や、判断能力が十分でない障害者も、適切なサービスを受けながら安心して生活できるように、権利擁護事業や成年後見制度の活用を促進します。

第2項 障害者の社会参加の促進

(1) 就労と雇用機会の拡大

障害の種別や程度に関わらず、社会の一員として互いに尊重され、支え合う地域社会の実現に向け、町民の障害者理解を進めるための啓発活動やボランティア団体、障害者団体の活動を支援します。

また、ハローワークや障害者の職業支援機関と連携し、障害者の就労の促進や定着支援を図ります。

(2) 優先調達への推進

行政など公機関が物品やサービスを調達する場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することで、障害者就労施設で就労する障害者の経済面の自立を支援します。



現状と課題

本格的な少子高齢化の進展や核家族化を主な要因とした家庭機能の変容による地域社会の変化に加え、身近な町民同士のコミュニケーション不足を要因とした町民の福祉ニーズが増大、多様化しており、行政サービスだけでは、担えないことも増えています。

このような中で、本町では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、在宅福祉アドバイザー、地域の福祉を担うボランティアグループなど各種団体とともに、様々な福祉サービスを展開しています。

また、社会福祉協議会の組織強化、事務事業の合理化並びに町民が平等に質の高いサービスや事業を利用できるよう啓発を行っています。

今後も、町民一人ひとりの地域福祉に関する意識を高揚し、情報提供の充実を図り、地域福祉における担い手を育成していくことが重要です。

さらに、地域の様々な住民組織や民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会などの地域福祉団体、民間企業等とのネットワークづくりなどに努めていく必要があります。

政策の基本方針

町民が安心して生活できる地域社会の実現に向け、町民・地域・行政が一体となって、社会全体で助けあい支えあう仕組みづくりを推進します。そのため、地域コミュニティの新たなあり方を検討し、地域の連帯強化を推進するとともに、社会福祉協議会をはじめとした福祉団体と連携して、地域福祉の向上に努めます。

政策の体系

〔第5節〕
地域福祉
の充実

第1項 地域福祉の体制整備

第2項 福祉サービスの充実

第1項 地域福祉の体制整備

(1) 福祉意識の啓発

民生委員・児童委員、在宅福祉アドバイザー、ボランティアグループなどの活動や広報等による啓発を行い、地域全体で支えあう相互扶助意識の高揚に努めます。

(2) 住民参加の推進

地域福祉団体との連携やボランティアの育成確保を図り、相互に支えあう地域社会をつくるために町ぐるみで推進します。



▲町内の社会福祉法人やNPO法人、民間企業が連携して、介護補助や独居老人のケアなどを推進

第2項 福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの充実

福祉サービス等の利用希望者が円滑にサービスを利用するため、総合的な相談体制が築けるよう関係機関、各種団体との連携を図りながら町民が平等に質の高いサービス利用ができるよう努めます。



第3章 誇りのもてる 教育・文化のまちづくり

- 〔第1節〕 学校教育の充実
- 〔第2節〕 社会教育の充実
- 〔第3節〕 青少年の健全育成
- 〔第4節〕 歴史・文化の振興
- 〔第5節〕 スポーツの振興

現状と課題

本町は、学校規模の適正化を進めた結果、小学校が2校、中学校が2校、幼稚園が1園となっています。人口減少や少子高齢化の進行により、児童生徒数も減少している中で、少人数の特性を生かした、個に応じた学習の充実を図っています。

そこでは、地域の自然や人材の積極的な活用を図り、特色ある教育や郷土を愛する心を育てる教育を推進しています。

また、地域の人々との交流体験を通して、豊かな人間性や社会性を育成するとともに、学校評議員会を定期的開催し、学校評議員による教育活動を点検・評価する場を設け、地域の声を活かした教育活動が一層行われるように努めています。

このような中で、児童生徒の減少は引き続き減少していくことが予想されることから、小中学校がそれぞれの学校の実態に即して個別の目標や指導計画により、一緒に取り組める内容については協力して取り組む小中連携教育を進めていくとともに、その延長線上にある小中一貫教育についても検討していくことが必要です。

さらに、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、児童生徒に生きる力を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していくことが重要であるとともに、将来、自分の生まれ育った南大隅のために、地域の活性化や再生を目指して働く若者の育成や郷土を愛する気持ちを醸成するなど、次代を担う人材を育むことが課題となっています。

政策の基本方針

未来を担う子どもたち一人ひとりの個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能を学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくために教育環境や教育体制の充実を図ります。



政策の体系

〔第1節〕 学校教育 の充実

第1項 確かな学力の定着を図る
教育の推進

第2項 豊かな心と健やかな体を育む
教育の推進

第3項 信頼される学校づくり



▲ 神山小学校の運動会



▲ 南大隅高校の生徒たちによる町内小学校での
読み聞かせ会

第1項 確かな学力の定着を図る教育の推進

(1) 基礎的な知識・技能を身に付けさせるための指導の工夫

児童、生徒の基礎的な知識・技能を身に付けさせるために、全ての児童生徒が各学年で身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能等を明らかにするとともに、指導内容の重点化を図った指導、学年や発達段階に応じた指導など、指導内容や指導方法の工夫を進めます。

また、「大隅終末ベーシック」に南大隅の地域特性を加え、本町独自の授業改善プログラムの作成を進めます。

(2) 知識・技能を活用して、自ら考え、判断し、表現させるための授業改善

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動である記録、要約、説明、論述といった学習活動の充実を図ります。

また、教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動に発展させるなど、基礎的・基本的な知識・技能の習得・思考力・判断力・表現力のバランスを考慮した指導計画の作成、実践を進めます。

(3) 指導力向上のための教職員研修の充実

児童生徒の個を生かした分かる授業を通じた基礎的・基本的学習の定着と思考力・判断力・表現力の育成を推進するために、教職員の研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

(4) 幼・小・中・高連携を通じた学力向上

発達や学びの連続性の観点から、円滑な接続について共通理解を図りつつ、幼・小学校、小・中学校、中・高校における交流や合同研修など、年間を通じ計画的に実施するよう、教職員研修等を開催します。



【大隅終末ベーシック】

「子どもが思考する発問や表現する場・時間を確保した授業改善を図る」「子どもが身に付けるべきことを、身に付けるまで、徹底して繰り返し指導する」ということをコンセプトに、児童生徒の学力向上に向けて、「終末から授業をデザインすること」で、「分かる授業」づくりを追求しようとする鹿児島県が進める指導法の名称です。

単元の終わりに子どもが何を理解し、何ができるようにになればよいか「まとめ」を明確にした後、子どもにとって、この時間に何ができるようにになればよいか、学習の見通しがしっかりもてる「めあて」を設定します。

また、学習活動を子ども自身が考え、表現する場と時間を設定するとともに、終末の「まとめ」や練習の時間が確保できるよう指導内容を精選することができる仕組みです。

第2項 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

(1) 道徳教育の充実

「人間尊重の精神」、「生命に対する畏敬の念」などに加え、「伝統と文化の尊重」、「我が郷土と国を愛し、他国を尊重すること」、「公共の精神」についての取組を推進します。

また、児童生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実を図るとともに、教職員の道徳教育の指導力の向上に努めます。

さらに、家庭や地域との連携を深め、児童生徒の道徳性を高める取組が社会全体で進められるように努めます。

あわせて、人権同和教育に関する研究会や研修講座等へ教職員の積極的な参加を進め、人権同和教育に関する校内研修を充実し、正しい認識と理解の深化を図ります。

(3) 体力・運動能力の向上

生涯にわたって積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣を形成していくために、児童生徒の体力の重要性の理解促進、体力向上に関する意識の高揚等を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくります。

また、教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。

(2) 心に届く生徒指導の充実

問題行動の早期発見、教師と児童生徒の信頼関係の構築を図るため、スクール・カウンセラーを配置し、教育相談の拡充を図ります。

また、生徒指導に関する各種連絡協議会等の充実を図るとともに、一人ひとりに目を向けた指導の充実に努め、個別支援計画の作成など、いじめ・不登校の防止を図ります。

さらに、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を強化します。



(4) 健康教育の充実

児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図ります。

特に、食物アレルギーなど健康面に特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用していきます。

また、危機発生時の対応マニュアルを整備するなど、全ての教職員が学校保健活動に関心を持ち、学校内の関係組織が十分機能する学校保健の取組を推進します。

(5) 学校給食の充実と食育の推進



学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校全体で組織的に食育の推進に取り組むための体制づくりに努めます。

また、学校における食育をより効果的に推進するために、地産地消の取組や学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進を図ります。

【食育】

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。そこでは、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要です。こうした現状を踏まえ、平成17年に「食育基本法」が、平成18年に「食育推進基本計画」が制定され、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校教育においては給食の地場産物の活用、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しませるなどの取組が始まりました。そのような地域の食・食文化に触れる教育カリキュラムのことを指します。

第3項 信頼される学校づくり

(1) 学校教育の充実

学校、家庭、地域の連携により子どもを「共育」していくことができるよう、学校の運営と改善への支援、保護者や町民等の意向を学校運営に反映させるための体制の充実を進め、学校運営の工夫・改善に努めます。

また、学校教育目標の具現化に向けて、各学校評価を実施し、その結果を公表します。

さらに、小中学校がそれぞれの学校の実態に即して個別の目標や指導計画により、一緒に取り組める内容については協力して取り組む小中連携教育を進めるとともに、小中連携教育の延長線上にある小中一貫教育についても調査研究を進めます。

(2) 教職員の資質向上

教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。

また、信頼される学校づくりのための各種会議等の充実を図り、学校の活性化対策を話し合い、実践することで、教職員の所属感や自己有用感の高揚を図ります。

(3) 服務規律の厳正確保

信頼される学校づくりのために、教職員一人ひとりが不祥事の根絶は等しく取り組むべき課題であることを強く認識するとともに、法令遵守はもとより、教育に携わる者としての誇りを持って自らの行動規範を確立するよう、指導の徹底を図ります。

現状と課題

生涯学習の主なものとして、中央公民館を中心に山村交流施設、地区集会施設等を利用して公民館講座を実施するほか、図書館、地区集会施設、海洋センター、国立少年自然の家等を利用した青少年健全育成事業を開催しています。

このような中で、町民が生涯を通じて生きがいのある充実した人生を送るために、町民ニーズに対応した多様な学習の場や機会を提供し、学習の成果を生かして、豊かな地域社会の実現を図ることが課題となります。そのためには、活動の場を設定するとともに、身近な地域での講師の確保やリーダー発掘に努めることが必要となります。

一方、21世紀は、「人権の世紀」といわれているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、子どもや女性、高齢者への虐待などといった様々な人権問題が発生しています。人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの町民参加のもとで、より効果的に人権感覚を養う事業を展開する必要があります。

政策の基本方針

町民の誰もが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりに取り組みます。

政策の体系

